

大阪府社会福祉事業団
職員互助会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、大阪府社会福祉事業団職員互助会という。

(目的)

第2条 この会は、大阪府社会福祉事業団（以下「事業団」という。）役職員の相互扶助と福利増進を目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の各号に掲げる者を会員とする。

(1) 常勤の役員。

(2) 職員就業規則第3条に定める職員。但し、大阪府等から派遣された職員を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号全てに該当する者は会員とする。

(1) 4月1日現在の労働契約において、週の所定労働時間が20時間以上である者。

(2) 加入を希望する者。

3 前項の者については、入会申請は毎年4月1日までとし、4月1日からの入会とする。入会した者は、翌年3月31日まで脱会できないこととする。

(事務所)

第4条 この会は、事務所を事業団事務局内に置く。

(事業)

第5条 この会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 会員の福利増進に関する事業

(2) 福利厚生事業に関する調査研究

(3) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 事業団からの補助金

(3) 資産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 7 条 資産は、評議員会が議決した方法により会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れもしくは信託し、又は確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(予算及び決算)

第 8 条 この会の事業計画及び収支予算は、年度開始前に評議員会の議決により定め、事業報告及び収支予算は、年度終了後 2 ヶ月以内に監事の監査を経て、評議員会の承認を得なければならない。

- 2 この会は、事業計画及び収支予算を定めたとき、並びに前年度の事業報告、決算報告書及びその予算書を事業団理事長に提出しなければならない。

(会計報告)

第 9 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役員及び評議員会等

(役員)

第 10 条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 評議員 4 名
- (4) 監事 3 名

(役員を選出)

第 11 条 会長は、事業団理事長をもってあてる。

- 2 副会長、評議員及び監事は、会長が選任する。但し、前条 2 号から 4 号までの役員のうち、その半数は事業団職員で組織する団体が推薦した者の中から選任する。

(役員職務)

第 12 条 会長は、会を統轄し、この会を代表する。会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 副会長のうち常時会務を処理するものは、会長が指名する。
- 4 会長、副会長及び評議員は、評議員会を構成し、第 17 条に定める職務を行う。
- 5 監事は、民法第 59 条の規定に準拠した職務を行う。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は、1 年とし再選を妨げない。但し、任期満了後であっても後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとする。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第 11 条の規定は、前項の補欠の役員選任について準用する。

(役員 の 退任)

第 1 4 条 役員は、第 1 1 条第 2 項の規定による推薦を取り消された場合は、役員を退任する。この場合において、後任者の選出は第 1 1 条の規定を準用する。

(役員 の 報酬)

第 1 5 条 役員は、無報酬とする。但し、会務のために要する費用については実費の弁償を受けることができる。

(運営委員)

第 1 6 条 この会に運営委員を置く。

- 2 運営委員は、会員の中から互選し、任期は 1 年とする。但し、再選を妨げない。
- 3 運営委員数は、別表に定めるとおりとし、その選出は、各施設に於いて行う。
- 4 運営委員が他の施設へ異動したときは、その資格を失う。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営委員は、運営委員会を構成し、第 1 8 条に定める職務を行う。
- 7 運営委員は、無報酬とする。但し、会務のために要する費用については実費の弁償を受けることができる。

(評議員会)

第 1 7 条 評議員会は、運営委員会の意見を充分尊重し、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 諸規定の制定と改廃
- (4) その他、会の運営に関する重要な事項

(運営委員会)

第 1 8 条 運営委員会は、会員の総意をこの会の運営に反映させるため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 諸規定の制定と改廃
- (4) 評議員会に対する意見の具申
- (5) その他、会の運営に必要な事項

(招 集)

第 1 9 条 評議員会は、会長が必要と認めたとき招集するものとする。但し、副会長及び評議員の 2 分の 1 以上から議題を示して評議員会開催の請求があったときは、会長は評議員会を招集しなければならない。

- 2 運営委員会は会長が年 1 回招集するものとする。但し、評議員会が必要と認めたとき又は運営委員の 3 分の 1 以上から議題を示して運営委員会開催の請求があったときは、会長は、運営委員会を招集しなければならない。
- 3 招集は、会議の日時、場所及び会議に付議すべき事案等を文書をもってあらかじめ通知しなければならない。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、会長をもってあてる。

2 運営委員会の議長は、運営委員の互選による。

(会議の開催及び議決)

第21条 会議は、評議員会にあつては構成員の3分の2以上、運営委員会にあつては運営委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面による表決等)

第22条 会議に出席できない評議員会構成員又は運営委員は、あらかじめ、通知された事項について書面で表決し、又は出席の評議員会構成員もしくは運営委員に表決を委任することができる。前条の規定の適用については、当該副会長、評議員又は運営委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 議長は、会議の議事録を作成し、その会議において選出された議事録署名人2人とともに署名押印のうえこれを保存しなければならない。

(事務局等)

第24条 この会の事務を処理するため互助会事務局を置く。

2 互助会事務局に互助会事務局長を置き、互助会事務局長は事業団総務グループ長とする。

3 事業団理事長は、事業団職員をこの会の業務に従事させることができる。

4 互助会事務局長は、事業の執行状況について、半期に一度、会長に報告しなければならない。

第4章 会則の変更

(会則の変更)

第25条 この会則は、評議員会の構成員の3分の2以上の同意を得、事業団理事長の承認を受けなければ変更することができない。

第5章 補則

(委任)

第26条 この会則の施行について必要な事項は、評議員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成元年2月1日から施行する。

- ・設立当初の会則は、事業団理事長が定め、運営規則並びに設立当初の事業計画及び収支予算は、第19条の規定にかかわらず会則施行後遅滞なく開催された評議員会の議決により定める。
- ・この会の設立当初の会計年度及び役員並びに運営委員の任期は、第9条、第13条第1項及び第16条第2項の規定にかかわらず設立の日から平成元年3月31日とする。

この会則は、平成17年7月6日から施行する。

この会則は、平成19年8月22日から施行する。

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

- ・平成28年度においては、第3条に定める会員以外に次のいずれの要件にも該当する者も会員とする。
 - ① 平成28年4月1日現在において週20時間以上の労働契約を継続している者。
 - ② 加入を希望する者。

なお、上記の者については、入会申請は平成28年4月30日までとし、平成28年5月1日からの入会とする。入会した者は、平成29年3月31日までは脱会できないこととする。また、会費掛金については、契約報酬または代替賃金月額額の1,000分の3とする。

この会則は、平成29年3月13日から施行する。

別 表

施設名	運営委員数
美原荘	1
春日丘荘	1
四條畷荘	1
光明荘	1
高槻荘	1
白島荘	1
東大阪養護老人ホーム	1
永寿園とよなか	1
豊寿荘	1
万寿荘	1
河内南荘	1
みずほおおぞら	1
事業団事務局	1
	13